第9回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年5月5日(火) 午後4時00分から 場所 議員協議会室

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 会議内容
 - (1) 政府及び県の方針について
 - (2) 小中学校の対応について
 - (3) 市有施設の対応について
 - (4) 庁内対策チームの取組状況について
 - (5) 専門者会議各部会からの報告について
 - ア 医療福祉部会
 - イ こども教育部会
 - ウ経済観光部会
 - (6) 各部局からの報告について
- 4 その他
- 5 閉会

松本市新型コロナウイルス 感染症対策本部会議資料

2. 5. 5

指揮本部 (危機管理部)

政府及び県の方針について

1 政府の方針概要 (特定警戒都道府県以外の県)

県内における感染の状況を踏まえつつ「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととする。

- (1) 外出の自粛
 - ア 県境をまたぐ移動の自粛
 - イ 接待を伴う飲食店やこれまでにクラスターが発生した場所、「三つの密」の ある場への外出の自粛(そのほかの外出は自粛対象外)
- (2) 催物 (イベント等) の開催制限
 - ア クラスター発生のおそれがあるイベントの自粛
 - イ 「三つの密」がある集まりのイベントの自粛
 - ウ 感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については適切に対応 する(参加者が最大50人程度を想定し、制限を緩和。例:歌唱を伴わない演奏 会、茶会、近距離での会話のない屋外イベント等)
- (3) 施設の使用制限等
 - ア 地域の実情に応じて各県が判断する。
 - イ クラスター多数発生の施設や「三つの密」のある施設などの使用制限の要請 を各県が検討する。
 - ウ 博物館、美術館、図書館、屋外の公園などは、感染防止策をとることを前提に 開放する。
 - ※以下は新聞報道によるもの
 - エ 劇場や映画館は、マスク着用や十分な座席間隔の確保などを前提に制限を 緩和することを各県が判断する。
 - オ 飲食店の営業時間制限は、座席間隔や適切な消毒などに配慮して緩和を各県 が検討する。
 - カ 百貨店や学習塾、遊技場は、従業員と客の間に仕切りを設けるなどの条件で自粛を緩和する。
- (4) 出勤

各県は、在宅勤務 (テレワーク)・時差出勤等を推進すること。

(5) 学校

地域の感染状況に応じて段階的に再開する。

2 本市の状況

- (1) 政府の「緊急事態宣言」を受け、県から県内全市町村に対し「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置等」を要請され、4月18日の第7回対策本部会議、及び4月20日の第8回対策本部会議の決定事項を継続しています。 (4月18日~5月6日)
- (2) 松本圏域の発生段階区分は「レベル1」です。(4月28日~)

3 これまでの主な経過

- 2.25 松本保健所管内(県内)感染患者1例目発生 松本市対策本部設置
- 4. 7 政府が東京ほか6府県に対し「緊急事態宣言」を発出 特措法に基づく市対策本部設置
 - 14 県が松本圏域に「新型コロナウイルス警戒宣言」を発令。発生段階区分を「レベル2」に引き上げ
 - 16 政府が「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大
 - 17 県が「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置等」を 県民、県内事業者へ要請
 - 28 県が松本圏域の「新型コロナウイルス警戒宣言」を解除。発生段階区分を「レベル1」に引き下げ
- 5. 4 政府が「緊急事態宣言」の延長を決定

小中学校の対応について

総合教育会議での確認事項

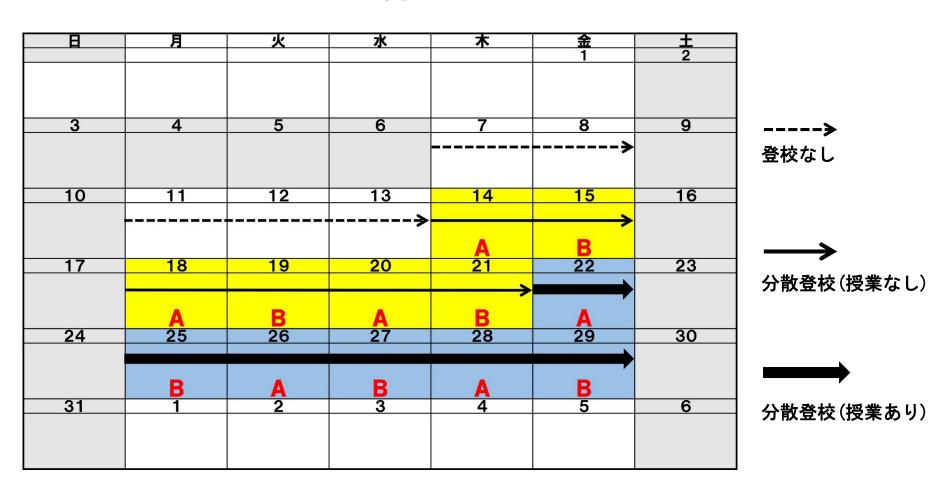
- 1 5月6日(水)までの臨時休業を5月31日(日)まで延長する。
- 2 ただし、感染の状況が現在と変わらない場合は、前倒しで学校を再開することを検討する。
- 3 児童生徒と学校との接点をつくりながら、心のケアや学力保障に配慮する。
- 4 休業を継続する場合は、その理由を明確に保護者に伝える。

総合教育会議を踏まえての具体的な対応案

- 1 5月7日(木)~13日(水)登校は行わず、保護者等へ課題の引き渡しを実施
- 2 5月14日 (木) ~ 21日 (木) 県の発生段階区分 Level 2以下であれば、登校日数に入らない分散登校を実施し、心身のケア、家庭学習の確認等を実施
- 3 5月22日(金)~5月29日(金) 県の発生段階区分 Level 1 以下の場合は、学校を再開し、授業を伴う分散登校を実施
- 4 給食については、分散登校の有無にかかわらず、5月中は配食を取りやめ、6月1日 (月) 再開とする。
- 5 個別の教育相談については、5月11日(月)以降、各校において随時対応する。
- 6 児童センター等とは引き続き連携を図り、児童センターを利用する児童生徒の昼食については、学校でとるなど配慮を依頼する。
- 7 県からの休業要請があった場合又はLevel 3以上に感染が拡大した場合は、登校を停止する。

松本市立小中学校の対応方針

5月



市有施設の対応について(案)

1 本市の現状

政府の緊急事態宣言及び県の対応方針を受けて、三つの密がある場や県外から人を呼び込むと考えられる屋内及び屋外施設ともに、原則として当面の間、休館・休止を継続しています。

2 政府方針の変更点

社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、公園、博物館、美術館 及び図書館などの使用制限について、感染予防を徹底したうえで開放とする。

3 県の方針

		原則5月15日までの対応	原則5月16日からの対応
経済関係	観光・宿泊施設	5月7日~15日まで休業の検討の 協力要請	5月16日~31日まで、県外から人 を呼び込まない運営についての検討の 協力を依頼
	接待を伴う飲食業施設	5月7日~31日まで施設の使用停」	上(休業)又は催物の開催の停止要請
	遊興施設、運動· 遊技施設、劇場等	・適切な感染防止対策の徹底を要請 ・5月7日~15日まで営業時間の短 縮と酒類の提供時間の制限の要請	適切な感染防止対策の徹底を要請
	食事提供施設	・適切な感染防止対策の徹底を要請 ・5月7日~15日まで営業時間の短 縮と酒類の提供時間の制限の要請	適切な感染防止対策の徹底を要請
県有施設	県外から人を呼び 込む施設	5月7日~15日まで休止を継続する	5月16日~31日まで休止を継続する
	主として県民が使 用するための施設	5月7日~15日まで怀止を継続する	感染防止策の徹底を図りながら再開に 向けた取組みを行う
県立学校関係		5月22日まで休業を延長 ただし、5月16日から5月22日ま では分散登校(授業は行わない)	5月23日から31日までは授業日を 設定した分散登校を実施する
県主催イベント		5月7日~15日まで原則中止とする	5月16日~31日までは可能なものは延期を検討し、参加者が特定できる県民向けのイベントであって開催の必要性が高いものは、感染防止策の徹底を図りながら実施する。ただし、参加者が50名を超えるような大規模なもの、屋内で行われる等感染リスクが高いもの等は実施しない。

4 本市の基本的な対応方針

- (1) 5月15日まで 県の方針に即して休館を継続する
- (2) 5月16日以降

市民向け施設について感染対策を徹底し、再開に向けた取組みを進める。ただし、県外から人を呼び込む施設は除くものとする。

松本市新型コロナウイルス 感染症対策本部会議資料

2. 5. 5

庁内対策チーム

(報告事項)

庁内対策チームの取組状況について

【総括班】担当課:危機管理課

1 業務概要

総合調整・情報収集

- 2 経過
 - 4.22 庁内対策チーム発足式(総括班、総合案内班、職員応援調整班) 給付班設置の調整会議
 - 23 給付班、物資調達班設置に関する調整
 - 24~ 各班との調整
- 3 現状の取組み
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する情報収集
 - (2) 各班からの相談・調整
 - (3) 各班の活動内容のとりまとめ・報告
- 4 今後の予定
 - (1) 新たな班の設置が必要となった場合の調整
 - (2) 防護服の購入(3,000着)
 - (3) 物資調達に必要となる予算の確保

|【総合案内班】担当課:消防防災課・健康づくり課|

1 業務概要

新型コロナウイルス感染症に関する市民からの総合相談窓口となる、コールセンターの運営

- 2 開設概要
 - (1) 開設期間

4月24日(金)から土曜日、日曜日、祝日を含めて当面の間

(2) 案内時間

午前9時から午後5時まで 時間外は自動音声のアナウンスにより対応

(3) 設置場所 本庁舎3階 大会議室

- (4) 電話番号等 電話 3 4 - 3 2 8 3 (直通) FAX 3 3 - 1 0 1 1
- 3 要員体制 当面は、各部局からの応援体制を組み、1日10名、4回線で対応
- 4 問い合わせ件数等
 - (1) 期間

4月24日(金)~5月4日(月) 11日間

(2) 件数

731件、1日平均66件

(3) 主な問い合わせ内容

ア 給付金関係 438件 (59.9%)

イ 商業・経済関係 142件 (19.4%)

ウ 健康関係 48件 (6.6%)

- 5 今後の予定 問合せ状況により、要員数及び電話回線数について調整を図ります。
- ※ 問い合わせ状況は別紙のとおり

【職員応援調整班】担当課:行政管理課・職員課

1 業務概要

業務量の把握、人員調整

- 2 主な取組み内容
 - (1) 各部局の業務量の把握
 - (2) 勤務体制に係る取組み
 - (3) 応援職員の調整

【給付班】担当課:行政管理課・商工課

1 業務概要

特別定額給付金、休業協力金等の給付事務の調整

- 2 特別定額給付金事業の概要
 - (1) 給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者

(2) 受給権者 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

(3) 給付額

対象者1人につき10万円(一律)

(4) 実施主体 市区町村

(5) 給付金の申請及び給付の方法

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次のア及びイを 基本とし、給付は、原則として申請者本人名義の銀行口座への振込みにより行う。 ア 郵送申請方式

イ オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)

(6) 受付及び給付開始日 市町村において決定【5月18日(月)予定】 ※オンライン申請方式【5月1日(金)】

(7) 申請期限 受付開始日から3カ月以内【8月17日(月)予定】

(8) 経費負担 必要経費(給付事業費及び事務費)は、国が補助(10/10)

3 業務内容

- (1) 住民基本台帳を基に基準日(4月27日)時点の給付対象者データの抽出、申請書等印刷【特別定額給付金給付班】
- (2) 申請書の封入・封緘、持込【全庁応援体制】
- (3) コールセンター設置【業者委託】
- (4) 申請書受付、支給処理·決定通知発送【業者委託+全庁応援体制】
- 4 業務実施場所 勤労者福祉センター 大会議室ほか
- 5 スケジュール
 - 5. 9 · 10 申請書等印刷作業
 - 11・12 申請書等封入・封緘作業等
 - 13 持込作業
 - 14~ 順次、配達
 - 18~ 受付開始

申請書受付、支給処理・決定通知発送

20~ 支払開始

【物資調達班】担当課:環境政策課・環境保全課

- 1 経 過
 - 2.4.23 環境部内(環境政策課、環境保全課)に物資調達班を編成
 - 4. 24 寄附の受入れ開始
 - 4.27 新型コロナウイルス感染症対応で業務上必要な物資について庁内各課へ調査を実施
- 2 現状の取組み

(1) 寄附物品の受入れについて

活動を開始した4月23日から5月1日までの間に、企業等から寄附4件の受入れを行い、一部については、寄附者の意向を踏まえ必要としている施設等へ引き渡しを行いました。

【寄附内容(令和2年4月23日~5月1日)】

No.	受入日	物品	数量	引き渡し先
1	4月24日	マスク	8,000 枚	市内保育園及び幼稚園、児童センター、福祉施設
	4 🗆 07 🗆		1 000 +6	
2	4月27日	マスク	1,390枚	調整中
3	4月30日	お米	300 kg	松本市生活就労支援センター、NPO 法人 フードバンク信州
4	5月1日	サージカル マスク	5,000枚	調整中

(2) 業務上必要な物資の把握について

4月27日付で庁内各課へ調査を実施(報告期限:4月30日)し、現在、報告内容の取りまとめ作業(リスト化)を行っているところです。

3 今後の予定

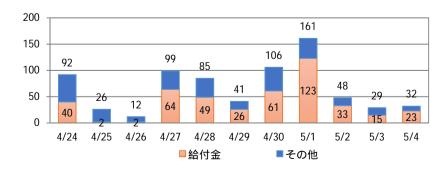
- (1) 寄附については、随時受付けを行うこととし、庁内における物資の充足状況を 的確に把握しつつ、寄附者の意向を最大限考慮できるよう、引き渡し先を調整していくこととします。
- (2) 業務上必要な物資については、報告内容を精査し、関係課と協議した上で、順次調達、配備していくこととします。

松本市新型コロナウイルス感染症庁内対策チーム 総合案内班「コールセンター」問い合わせ状況について (期間 4月24日(金)~5月4日(月)の11日間)

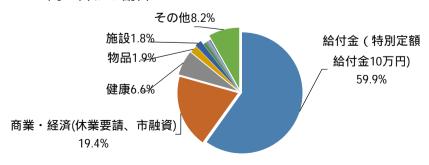
1 相談件数と主な内容

問い合わせ	件数	割合	主な問い合わせ内容		
給付金 (特別定額給付金10万円)		59.9%	特別定額給付金の基準日、申請方法、時期、DVなど世帯主以外の受け取り、住所地と居住地が違う など		
商業・経済(休業要請、市融資)		19.4%	県の休業要請、休業要請に伴う県·市町村連携協力金(30万円)、市の融資制度 など		
健康		6.6%	自身の健康相談(発熱、頭痛、めまい、だるさ等)		
物品	14	1.9%	マスクがない		
施設	13	1.8%	公園の利用について		
教育	6	0.8%	給食費の支払い、修学旅行の取扱い		
福祉(高齢・障害・生活保護)	4	0.5%	介護施設やデイサービスの利用		
保育園・幼稚園	1	0.1%			
こども福祉(虐待・DV等)	3	0.4%			
児童館・児童センター	0	0.0%			
観光	2	0.3%			
その他	60	8.2%	町会・常会の活動について、帰省について、商業施設の営業について		
合計	731	100.0%			

2 日別問い合わせ件数



3 問い合わせ割合



松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料2. 5. 5健康福祉部

(報告事項)

新型コロナウイルス感染症対策専門者会議医療福祉部会の検討事項への対応について

1 趣旨

4月9日開催の新型コロナウイルス感染症対策専門者会議医療福祉部会で指摘された事項に対する対応状況について報告するものです。

2 経過

- 2.4.9 松本市新型コロナウイルス感染症対策専門者会議医療福祉部会開催
 - 23 市長が松本市医師会長に市立病院のPCR検査について協力を要請
 - 25 松本広域圏救急・災害医療協議会において松本医療圏新型コロナウイルス感染症入院病床調整計画(以下「調整計画」という。)及び新型コロナウイルス感染症外来・検査センター(以下「外来・検査センター」という。)について検討
 - 30 教育民生委員協議会で外来・検査センターの設置を協議
- 3 医療福祉部会における検討事項
 - (1) 感染者を受け入れている市立病院への支援
- (2) まん延期に入った際の市立病院への自治体や圏域内医療機関の支援体制
- (3) 圏域内福祉事業所で感染が発生した際の応援体制

4 検討事項に対する対応状況

- (1) 市立病院の発熱外来で実施しているPCR検査検体採取を市医師会の協力のもと、 県委託事業の外来・検査センターとして実施(別紙1)
- (2) 松本広域圏救急・災害医療協議会において、圏域内における感染症発生段階ごとの調整計画を作成(別紙2)
- (3) 市内の介護保険事業所及び障害事業所間の支援体制づくりを検討

5 今後の対応について

- (1) 市が主体となり、県、市医師会、市立病院と連絡を取り、5月7日から6月末まで外来・検査センターを運営します。7月以降はまん延状況により対応を検討します。
- (2) 松本医療圏における病床調整について、発生段階ごと調整計画に基づいた対応を市として支援すると共に、市立病院への必要な支援を検討します。
- (3) 介護保険事業所及び障害事業所における利用者や職員の感染防止対策、感染者が発生した際の市及び他事業所による支援体制づくりについて検討を進めます。

(協議事項)

教育民生委員協議会資料

2. 4. 30

健康福祉部·病院局

新型コロナウイルス感染症外来・検査センターの設置について

1 趣旨

現在、松本市立病院(以下「市立病院」という。)の発熱外来で実施している P C R 検査を松本市医師会の協力のもと、県委託事業の新型コロナウイルス感染症外来・検査センター(以下「外来・検査センター」という。)の一つとして設置することについて協議するものです。

2 経過

- 2.4. 9 松本市新型コロナウイルス感染症対策専門者会議医療福祉部会において 市立病院が感染者受入れに際し、市や他の医療機関に支援を要請
 - 17 市立病院が診療体制強化について記者会見
 - 23 市長が松本市医師会長に市立病院のPCR検査について協力を要請
 - 25 松本広域圏救急・災害医療協議会において検討

3 外来・検査センターについて

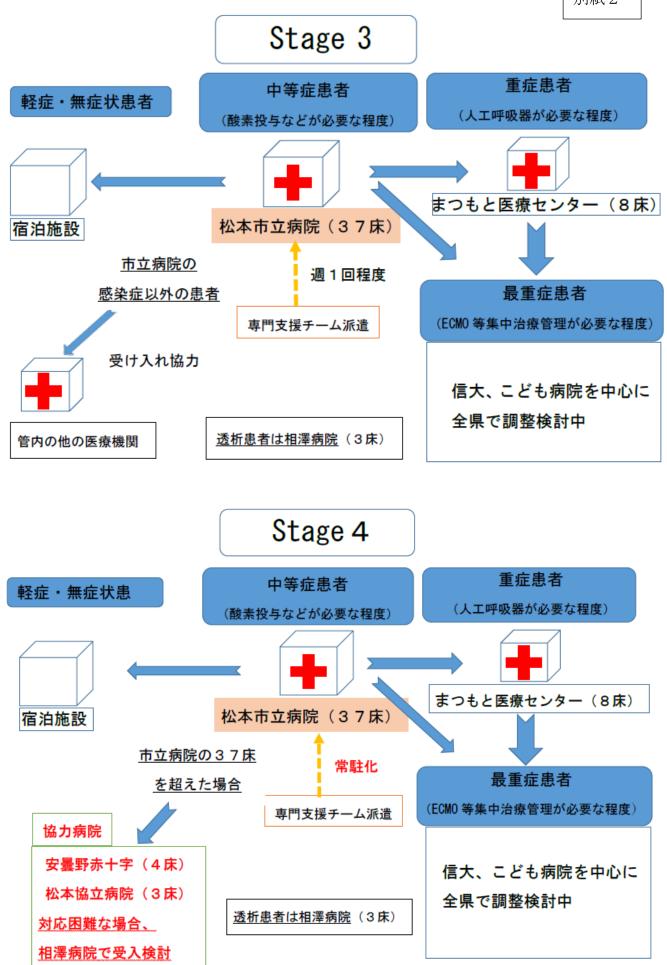
- (1) 運営主体 松本市
- (2) 設置場所 市立病院発熱外来駐車場
- (3) 実施時間 平日の午後1時30分から3時30分まで
- (4) 運営内容
 - ア 従事者 医師(松本市医師会から派遣)、看護師(市立病院から派遣)
 - イ 業務内容 PCR検査の検体採取とその関連業務
 - ウ 経費負担 経費は松本市で負担し、県からの委託料を充当のうえ、受診者数に応 じて松本医療圏の他自治体に協力を要請
 - エ 備品等 外来・検査センターで使用する防護服等は、県からの現物支給品のほか、松本市の備蓄品を活用

4 設置期間について

当面、5月7日から6月末までとし、感染症のまん延状況によりその後の対応を検討します。

5 今後の対応

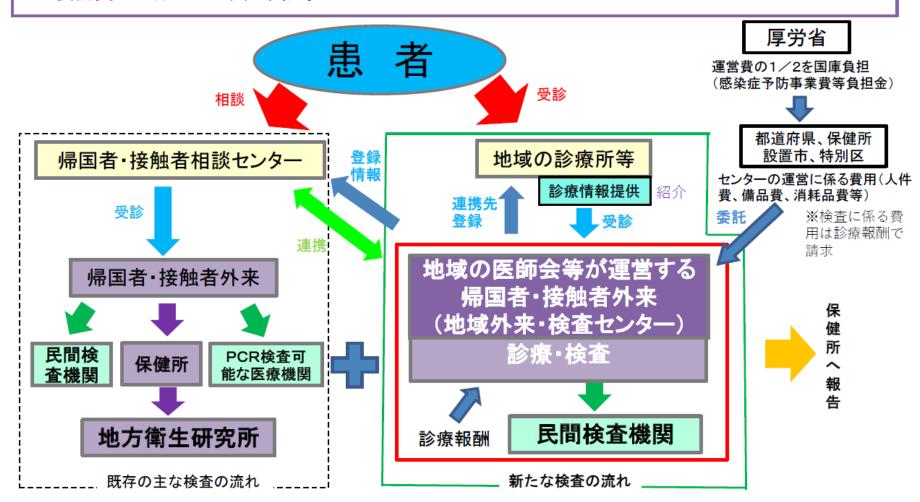
- (1) 医師の出務に関する経費等、必要な予算については、当面既決予算で対応し、適切な時期に補正措置を講じます。
- (2) 当面の間、松本保健所から依頼のあったものについて検査を実施します。



別添1

都道府県等のPCR検査機能を地域の医師会等に委託するスキームについて

- 感染者の拡大が続いている地域においては、帰国者・接触者相談センターの業務が増加しており、 PCR検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を早急に整える必要がある。
- 地域の実情に応じて、行政と医師会等の関係団体と十分協議のうえ、地域の医師会等が運営する 帰国者・接触者外来(地域外来・検査センター)を設け、PCR検査体制を増強する。
- 委託費の2分の1は国が負担。



松本市新型コロナウイルス 感染症対策本部会議資料 2. 5. 5

こども部・教育部

(報告事項)

新型コロナウイルス感染症対策専門者会議こども教育部会の検討事項への対応について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策専門者会議こども教育部会で検討した事項に対する対応 状況について報告するものです。

2 経過

- 2. 4. 9 第1回こども教育部会開催
 - ・子ども・教育現場での課題について
 - 17 第2回こども教育部会開催
 - 課題に対する対応について
 - 5. 1 第3回こども教育部会開催
 - ・学校再開方針及び今後について

3 こども教育部会で出された課題

- (1) 保育園・児童センター等での登園・利用自粛のレベルを上げた要請
- (2) 児童センター等の3密改善及び職員の疲弊と学校との連携
- (3) 学習保障
- (4) 衛生用品の調達
- (5) 保護者の疲弊と子どものこころのケア

4 課題に対する対応状況

- (1) 保育園・児童センター等の保護者へ登園・利用自粛要請の実施
- (2) 近隣公共施設の活用 校長が学校区の児童館・児童センター等と相談し、可能な支援を実施 児童館・児童センター等への市職員の応援
- (3) 教育委員会と学校で検討中(オンライン授業等)
- (4) 庁内対策チーム物資調達班からの寄附物品等を各施設へ配布
- (5) 教員が電話でのケアを実施

5 今後の対応について

- (1) 児童センター等への学校・市職員の協力を継続します。
- (2) 児童・保護者へのケアとして、教育相談を各校で随時実施します。
- (3) こども教育部会は、今後必要に応じて開催します。

新型コロナウイルス感染症対策専門者会議こども教育部会会議概要

日時 令和2年4月9日 午後6時30分~8時 場所 本庁舎3階大会議室

1 協議事項 課題と対応策

(1) 課題と現状

ア 小中学校

新年度に入って学習できていないため、課題が新年度に入れない。授業時数の確保。夏季休業減で対応できるか。

イ PTA

事業所に保護者の休業理解を。PTAのホームページで情報発信できることがあれば要請を。保護者が落ち着ける環境づくりが早急に必要。

ウ 児童館・児童センター

小中学校の休業中は8時から19時までの預かりを実施している。職員体制、職員の疲労。マスク、消毒液不足。行政が買い上げて配布してもらえないか。8時から12時30分までは学校で預かってもらえないか。教職員の活用。また、19時まででなく18時までにできないか。高学年の子どもは自宅でとこども部からも通知を。

エ 保育園

ほとんどの子どもが登園。保護者は不安があるが新年度子どもが早くなじむよう 連れてくる。3密を避けて集団での遊びは自粛。職員も感染源にならないよう室内 の消毒や体調管理を徹底している。

オ 認定こども園

子どもの成長には相手の表情を読み取ることが大切なため、マスク着用等現場では苦慮することが多い。上田市の自主休園を見習い、ステージを上げたアナウンスを。それにより保護者が自粛。

カ 保育園保護者会

働く保護者にとって休むことは職場への負担がある。児童センターが開かなければ困る人が多い。小学生の子もいるので授業の遅れが心配。

キ 障害児支援

事業者も不安があるなかでやっている。先の見通しのない中で保護者・子どもは どれだけ頑張れるか。どう支援したらよいか。

(2) 課題まとめ

ア 保育園・幼稚園保護者・児童センター利用者へのレベルを上げたアナウンスの やり方と発信先

- イ 学校と児童センター等との連携協力の検討 施設・教員の活用
- ウ 学習保障の仕組み、準備
- エ 衛生用品などの調達

(3) 今後の方針

5月7日以降開校できた場合と休業が継続した場合の対応策を持ち帰ってそれぞれ 検討する。その結果を次回持ち寄り情報共有する。

次回は4月17日(金)18時から。

新型コロナウイルス感染症対策専門者会議こども教育部会会議概要

日時 令和2年4月17日(金) 午後6時00分~

場所 議員協議会室

1 協議事項

(1) 保育園・幼稚園・児童センター利用者への自粛要請について

ア保育課

市公式ホームページに、児童館・児童センター・放課後児童クラブの利用自粛のお願いを4月 13日、保育園・幼稚園の登園自粛のお願いを掲載4月14日に掲載

イ 保育園

ホームページに依頼文掲載後、2割から3割の登園者減(園によっては5割減)

- ウ 認定こども園
 - ・ホームページに依頼文掲載後、5割程度の登園者減(0、1、2歳児の登園自粛は難しい)
 - ・法で登園者数に応じて必要な職員数が定められているが、登園者が減れば、職員の自宅待機も可能になる。
- エ 児童センター

4月8日は77%の利用状況。ホームページ掲載後も急激な減少はみられない。

- 才 保育園保護者会
 - ・ホームページの掲載により、感染が身近なことと感じられ、現実的になってきた。
 - 市から登園自粛と言われると仕事も休みやすい。
- (2) 保育園・学校で感染が発生した場合の対応について(協議事項(1)に関連して)

ア保育課

- ・2週間の休園と園の消毒
- ・消毒すれば施設的には再開できるが職員に感染があれば代替えの職員が必要
- ・基本的には、園児の他園への登園は考えていない(感染拡大の防止)

イ 小中学校

・学校再開後に感染者が出た場合、再度休業とするが、感染者の特定につながらないよう、休 業範囲は検討が必要

ウ 認定こども園

- ・保育園と学校の対応を同じにしないと保護者が混乱する。
- ・事前に感染のレベルに応じたアナウンスができていると、保育園や学校、事業者の対応がし やすい。(解除に向けた場合も基準を示して情報共有をしてほしい。)
- (3) 学校と児童センター等との連携協力について

ア 小中学校

- ・全校長が児童センターを訪ね様子を伺ったが、思っていたほど学校に直接的な協力を求める 声はなかった。
- ・公平性の問題から、センターに来る一部児童だけに学習支援はできない。
- ・先生がセンターに来ると、児童が増えてしまう可能性がある。
- ・センターから協力要請があれば対応する。

・センターが学校の近くにある場合、体育館など学校施設を開放する。

イ 児童センター

- ・児童センターのアンケートでは、1年生や特別な支援の必要な児童は、専門性のある先生に みてもらえるとありがたいとのこと。
- ・安曇野市では、子どもを午前中は学校で見守ってもらい、午後はセンターに行っている。
- ・非常事態であるので、市長部局と教育委員会で協力体制をよく議論してほしい。

ウ その他意見

- ・先生が関わるとやりにくいのであれば、地域が関われるといい。
- ・放課後等デイサービスで、体育館や校庭を開放してほしい。(学校:協力できることはあります。)

(4) 学習保障について

ア 学校指導課

- ・登校日中止の対応として、個人封筒(通い袋)を作成し、教材等をまとめ、取りにきてもらう。
- ・県のホームページ等のオンライン授業の案内
- ・1学期の行事の中止と夏休みを利用して、授業を実施
- ・5月7日から学校が再開した場合は、時間短縮授業や分散登校を実施。 まずは、子どもたちを学校に慣れさせることが必要

イ 小中学校

- ・中学はこれまで8%(80時間)欠落している、夏休みの登校は8日くらい必要
- ・行事や、夏休みの先生の研修などを中止しないと対応できない。
- ・自宅で予習をしておいてもらえると、再開後に授業に入りやすい。
- ・どういう段階になれば再開するかを事前に示してほしい。
- ・学校再開に際し、登校の形態、給食等の保護者への通知を作成してほしい。

ウ 保護者

・家庭で勉強が教えられるような、保護者向け資料を作成してもらえるとありがたい。

エ 認定こども園

- ・学習の差が出てしまうだろう。保護者が学習に不安のある子どもから再開させてはど うか。
- (5) 衛生用品などの調達について

ア 事務局

- ・品薄で市での調達も難しい状況。市の備蓄、その他配布されたマスクは施設などに配布済み
- ・業者の売り込みも来ているが高額で買えない。

イ 認定こども園

・あっせんがあり、足りている状況

ウ 児童センター

・非常事態なので、予算が無いから買わないではなく、高くてもぜひ買ってほしい。

2 次回開催予定

5月1日(金)午後6時から開催を予定

新型コロナウイルス感染症対策専門者会議こども教育部会会議概要

日時 令和2年5月1日(金) 午後6時00分~ 場所 議員協議会室

1 報告事項

(1) 小中学校の今後の対応について

4月30日開催の総合教育会議での確認事項と具体的な対応案について報告。5月中の対応方針について段階的なスケジュールの説明。

- ・保護者の立場から子どものためには分散登校を早期に始めてもらいたいこと、各種スポーツ大会が中止となっており、子どもの心のケアのために縮小しての開催を望む声があることが意見として出された。
- (2) 学校と児童センターの連携協力について

学校給食課の調理員が児童館・児童センター・放課後児童クラブ・保育園・保育課に応援体制を 組んでいることについて報告。

・応援体制について、人員が充足している状況ではないが、連携についての感謝が述べられた。

2 音見交換

それぞれの立場から状況や課題、要望が挙げられた。主なものは以下のとおり。

(1) 学習保障

学習方法の工夫やオンライン授業の早期整備。オンライン授業の評価方法。夏休み短縮となれば エアコンの早期設置を要望。受験の情報を早期に。

(2) 子ども達や保護者の心のケア

登校できない、友達に会えない、子どものメンタルが心配。思い出作りのための行事の実施。保護者も疲弊。子どもの具合が悪い際の会社の理解。SOSを出す方への対応とSOSが出せない方への対応を。

- (3) 児童館・児童センター・学童クラブ職員の疲弊 時間の短縮や土曜休館の要望。補助金が減額にならないような方法を。
- (4) 衛生用品の不足

市で手配して配布を要望(特に子ども用のマスクなど)

3 今後の予定

本会議で出た意見、対応については事務局から対策本部会議にあげていく。次回については代表者と事務局で相談し、状況の変化により必要に応じて開催する。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策に関する提言

令和2年4月28日 松本市新型コロナウイルス感染症対策専門部会 経済観光部会

1 はじめに

現在、全世界的に急速に感染拡大を続けている新型コロナウイルス感染症だが、一向に収束の兆しが見えず、国民生活は今や危機的状況にある。加えて、4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大したことから、外出自粛、営業自粛の風潮は一層強まっており、日本経済は大きく疲弊している。

こういった状況は松本市においても同様であり、新型コロナウイルス感染症 に係る経済対策は喫緊の課題となっている。

本部会は、各業界の代表を通じて、業界の現状や現行支援策に係る課題を明らかにするとともに、今後必要とされる方策等を協議のうえ、提言するものとした。

2 検討の経過

本部会では、緊急事態宣言終了の予定日とされる「5月6日」を一つの目安 に、感染拡大に係る状況に変化がなかった場合、長期戦になることを見据え、 喫緊にどういった方策をとるべきか、また終息期に向け、何をすべきかという 観点で議論を行うものとした。

3 業界の現況

(1) 宿泊業

- ・ 宿泊予約について、3月は前年比70~80%程度の減であったが、4月に入り前年比80~90%の減にまで落ち込んだ。
- ・ すでに融資額が限度額にまで達するなど、返済能力を超えた借り入れ は困難であり、閉館準備を進めている事業者もいる。
- ・ 感染者や濃厚接触者などの待機先として利用を求められるが、人的に も設備的にも厳密な衛生管理が取れないこと、受け入れによる、その 後の風評被害が懸念されることから、対応に困っている。

(2) 飲食·小売業

- ・ 3月上旬までは宴会予約等があったが、宴会自粛により現在は約半数 の店舗が休業状態
- テナント形態が多い業種であるため、家賃等固定費の支払いに苦慮している。
- 一方で、テイクアウトに転換するなどの工夫も見られ、それを支援する動きも見られる。

(3) 交通業 (バス)

- 貸切バスについて、3、4月の受注はゼロ。
- 高速バスは4月14日以降、順次運休し、全便運休予定。
- ・ 路線バスについては、現金売上は半減、定期売上は休校等の影響により2割減。

(4) 団体に属さない個人事業者等

・ 20代、30代の若手小規模事業者を対象に独自にアンケートを実施 した。

カフェ:観光客の減少から 75%売上減少している。

ゲストハウス:消毒等衛生面の管理、宿泊者制限など、あらゆる対応を 実施しているが、ほぼ休業状態。毎年、繁忙期(5月、8月)での 稼ぎを冬季営業の維持に充てているが、本年度は絶望的。

ライブハウス:2月下旬の大阪市でのクラスター感染の報道を受けて、 2月最終週以降、すべてのイベントが中止・無期延期となっている。 今後イベントが開催できる見込みもなく、現在、預貯金を取り崩し て固定費を払っている状態。

レコード販売:商品の大半を海外(主に欧米)から輸入しているため、 仕入れが困難になった。

- ・ 小規模事業者、特に若手個人事業主は経営体力に乏しいため、家賃、光 熱費等の固定費の負担が大きい。
- 新たな販路を開拓しようと、テイクアウトや通信販売等の取組みを進めている事業者もいる。

(5) 金融機関

- 4月に入り相談件数が倍増している。
- ・ 相談者の 1/3 が飲食業で、飲食、宿泊、卸・小売の 3 業種で全体の 2/3 を超える。
- ・ 今後は物流の停滞などから、製造業、建設業、運送業からの相談が増えると思われる。
- これまでは売り上げが落ち込んだ分の手当という意味での借り入れで

あったが、状態が長期化した場合、借入自体が困難になると思われる。

また、一般社団法人松本観光コンベンション協会が3月に実施した会員アンケートには、コロナウイルス感染拡大の影響が如実に出ており、今後の経済状況が一層不安視される。

◎松本観光コンベンション協会 会員アンケート結果

宿泊飲食業売上 1月:3%増 2月:0.6%減 3月:54%減 宴会件数 1月:0.2%減 2月:10.2%減 3月:77.4%減

(※1:いずれも前年比 ※2:3月は15日までの数値)

4 現在の支援策に係る課題

- ・ 個人事業主は、自転車操業的に事業を行っているものも多く、返済計画が立てられず、借り入れが困難。従って融資よりも給付型、なおかつ継続的な支援を欲している。特に、家賃等ランニングコストに係る継続的な支援(給付型)の要望が多い。
- ・ コロナ対策に係る融資制度についての周知はなされており、活用されているが、すでに限度額まで借り入れを行っている事業者もいるため、融資に代わる新たな支援制度が求められている。
- 固定資産税など税の減免を求める声も多い。
- 国の雇用調整助成金だけでは雇用維持は困難となっておるため、上限額を上げる、もしくは上乗せ補助等が必要と思われる。

5 提言

本部会では、本市事業者のおかれている現況を踏まえ、以下の8点の方向性をもって経済対策を検討するよう、市に提言する。

(1) 継続的給付型支援

感染収束の先行きが分からないといった状況の中で、小規模事業者、とりわけ個人事業主は、融資を受けようにも返済計画が立てられず、返済できないのではと不安感を持つものが多い。また、売り上げに対する、家賃や光熱費といった固定費の比率も高いことなどから、給付金など個人事業主を対象とした継続的給付型支援制度が必要と考える。

(2) 減免措置

すでに多額の融資を受けている事業者がいることもあり、更なる借入れの追加は、事業者の過度の負担増につながるものと考える。従って、固定資

産税の減免のように、「取らない」といった選択肢の検討も必要と考える。

(3) 雇用維持制度の拡充

現行の雇用調整助成金は限度額もあるため、雇用維持には事業者負担も 多い。従って、制度が活用できず、解雇といった選択肢を選ぶ事業者も少な くない。雇用維持のためにも、制度拡充策の検討を求める。

(4) イベント等にかかる安全基準 (ガイドライン) の策定

現在、屋外も含め、「イベントは一切ダメ」といったような社会的同調圧力のようなものが存在している。従って、開催を目指し、対策を講じようにも、検討すらできない状況が続いている。イベント等を開催するにあたり、何が良くて、何ができないか、また、どういった状態になれば開催できるかといった安全基準を作るべきと考える。あわせて、松本城や美術館など、施設への入場に係る安全基準も必要と考える。

(5) 事業継続の奨励

感染拡大による経営上の影響を受けながらも、テイクアウトや通信販売 といった販路開拓等に係る新たな取り組みで事業継続を目指す事業者を対 象とする持続化支援策が必要と考える。

(6) 観光産業への支援

国際観光都市松本の基幹産業である宿泊業、交通業は感染拡大による減収率も大きく、既存の制度内の支援では賄うことができない。市による更なる手厚い支援を強く要望する。また、次年度に延期した東京オリンピック・パラリンピックを見据え、国策として大胆な支援策を講じるよう、県や県内他市、業界団体等と連携して、強く国に働きかけるよう要望する。

(7) 軽症者等受入れに対する対応

宿泊施設は軽症者、無症状者及び濃厚接触者から待機先として受入れを 求められることがあるが、まずは公共施設で受入れできるよう対応並びに周 知をお願いしたい。そのうえで、宿泊施設に受入れ要請を行う場合は行政に おいて衛生管理体制を徹底したうえで、他の宿泊客への影響を考え、一棟借 受けを行うべきである。また、受入後の風評被害が懸念されることから、補 償等についても検討すべき。

(8) 終息時における経済活性化策

日本中すべてが現在同じ状況であるため、反転攻勢に出るにはいち早い対応と即効性のある活性化策の実施が必要と考える。そのためには、現時点から終息期を見据え、多世代、他業種による議論のもと、より効果的な活性化策の検討を行う必要がある。

特に観光の分野においては、これまでの文化、芸術といった松本をイメージする取り組みを一層強化するとともに、アウトドアイベントやグリーンツーリズムなど、「3密」と相反する松本のイメージプロモーションを行い、外から人やお金が流入する仕組みの構築が必要と考える。また、インバウンドについては、これまで積み重ね来た実績をもとに復旧策を講じるべきと考える。

6 おわりに

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた業種は多岐にわたっており、 いずれの事業者も確実に疲弊している。こういった事業者を救済するための 支援策の構築は現在待ったなしの状態にある。

また、市民生活の観点からも、事態終息後、市民がライフスタイルを変えることなく、これまで同様の生活ができるよう、基盤となる経済環境を維持していかなくてはならない。

現在、国において、資金繰り支援、税の猶予・減免、給付金など様々な施策が講じられており、事業者には、これらの施策を着実に活用していただくことを基本としつつも、市においては、これらの施策の恩恵を受けにくい事業者にポイントを置き、長期的な視点で重点的なサポートを行っていく必要があると考える。

本提言が、今後松本市が実施する施策に生かされ、松本市経済の明るい未来につながることを期待したい。